るものを除く。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（再生可能エネルギー電気特措法第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気の料金を除く。）（以下この⑺において「他社購入電源費等」という。）を、発生の主な原因に応じて、離島等供給費用又は非離島等供給費用に配分することにより整理し、非離島等供給費用に整理された他社購入電源費等を、アンシラリーサービス費用、水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。また、他社購入送電費及び他社販売送電料を、送電費に整理すること。

⑻　⑺により整理された送配電関連費用（配電需要家費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を除く。以下この⑻において同じ。）を、直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第11条又は託送料金算定規則第11条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電関連費用（以下この⑻及び⑼において「送配電関連固定費用」という。）、販売電力量によって変動する送配電関連費用（以下この⑻及び⑿において「送配電関連可変費用」という。）に配分することにより整理し、⑺により整理された送配電非関連費用（非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を除く。以下この⑻において同じ。）を、直近の特定小売供給約款の認可等に当たり、小売料金算定規則第26条又は旧小売料金算定規則第19条の５において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用（以下この⑻及び⑽において「送配電非関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用（以下この⑻及び⑿において「送配電非関連可変費用」という。）に配分することにより整理すること。ただし、これにより難いときは、託送料金算定規則第11条又は小売料金算定規則第26条に規定された基準により整理すること。

この際、他社販売送電料を、第６条第２項の基準により、送配電関連固定費用及び送配電関連可変費用に配分することにより整理すること。

⑼～⒂　［削］

⒃　⑶、⑹及び⑺により整理された離島等供給費用を一般需要部門の欄に整理すること。

７．～９．　［削］

別表第３

費用等の項目	一般管理費		変電費		販売費並びに給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準
［削］	［削］	［削］	［削］	［削］	［削］	［削］
［削る］			［削る］	［削る］		

（再エネ特措法：再生可能エネルギー電気特措法）

及び他社販売電源料（再エネ特措法第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気の料金を除く。）（以下この⑺において「他社購入電源費等」という。）を、発生の主な原因に応じて、離島供給費用又は非離島供給費用に配分することにより整理し、非離島供給費用に整理された他社購入電源費等を、アンシラリーサービス費用、水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。また、他社購入送電費及び他社販売送電料を、送電費に整理すること。

⑻　⑺により整理された送配電関連費用（配電需要家費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を除く。以下この⑻において同じ。）を、直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第11条又は託送料金算定規則第11条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電関連費用（以下この⑻及び⑼において「送配電関連固定費用」という。）、販売電力量によって変動する送配電関連費用（以下この⑻及び⑿において「送配電関連可変費用」という。）に配分することにより整理し、⑺により整理された送配電非関連費用（非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を除く。以下この⑻において同じ。）を、直近の特定小売供給約款の認可等に当たり、小売料金算定規則第26条又は旧小売料金算定規則第19条の５において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用（以下この⑻及び⑽において「送配電非関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用（以下この⑻及び⑿において「送配電非関連可変費用」という。）に配分することにより整理すること。ただし、これにより難いときは、託送料金算定規則第11条又は小売料金算定規則第26条に規定された基準により整理すること。

この際、他社販売送電料を、第６条第２項において読み替えて準用する第２条第２項の基準により、送配電関連固定費用及び送配電関連可変費用に配分することにより整理すること。

⑼～⒂　［削］

⒃　⑶、⑹及び⑺により整理された離島供給費用を一般需要部門の欄に整理すること。

７．～９．　［削］

別表第３

費用等の項目	一般管理費		変電費		販売費並びに給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準
［削］	［削］	［削］	［削］	［削］	［削］	［削］
託送料			〃	同上		